

議案説明資料

【 目 次 】

・ **議案第69号**

八幡浜市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について・・・p.1

令和3年11月
(令和3年11月29日提出)

件 名	八幡浜市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
担 当 課	総務企画部 総務課
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号） ・特別職の職員の給与に関する法律（昭和 24 年法律第 252 号） ・一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成 12 年法律第 125 号）
施 行 日	公布の日（一部は、令和 4 年 4 月 1 日）

① 八幡浜市職員の給与に関する条例の一部改正

○ 令和 3 年人事院勧告に伴う一般職員の期末手当の改正

期末手当の支給月数を 0.15 月分引下げ（期末勤勉手当 4.45 月分→4.30 月分）
令和 4 年度からは期末手当の支給割合を平準化

		6 月期	12 月期	計	
令和 3 年度	期末手当	1.275 月	1.125 月 (現行 1.275 月)	2.40 月 (現行 2.55 月)	4.30 月 (現行 4.45 月)
	勤勉手当	0.95 月	0.95 月	1.90 月	
令和 4 年度	期末手当	1.20 月	1.20 月	2.40 月	4.30 月
	勤勉手当	0.95 月	0.95 月	1.90 月	

※令和 3 年 1 2 月期より改定

○ 令和 3 年人事院勧告に伴う再任用職員の期末手当の改正

期末手当の支給月数を 0.10 月分引下げ（期末勤勉手当 2.35 月分→2.25 月分）
令和 4 年度からは期末手当の支給割合を平準化

		6 月期	12 月期	計	
令和 3 年度	期末手当	0.725 月	0.625 月 (現行 0.725 月)	1.35 月 (現行 1.45 月)	2.25 月 (現行 2.35 月)
	勤勉手当	0.45 月	0.45 月	0.90 月	
令和 4 年度	期末手当	0.675 月	0.675 月	1.35 月	2.25 月
	勤勉手当	0.45 月	0.45 月	0.90 月	

※令和 3 年 1 2 月期より改定

- ② 八幡浜市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正
- ③ 八幡浜市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正

- 令和3年人事院勧告に伴う特別職及び市議会議員の期末手当の改正
 年間支払月数を0.10月分引下げ（3.35月分→3.25月分）
 令和4年度からは支給割合を平準化

	6月期	12月期	計
令和3年度	1.675月	1.575月 (現行1.675月)	3.25月 (現行3.35月)
令和4年度	1.625月	1.625月	3.25月

※令和3年12月期より改定

- ④ 八幡浜市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正

- 令和3年人事院勧告に伴う一般職の特定任期付職員の期末手当の改正
 年間支払月数を0.10月分引下げ（3.35月分→3.25月分）
 令和4年度からは支給割合を平準化

	6月期	12月期	計
令和3年度	1.675月	1.575月 (現行1.675月)	3.25月 (現行3.35月)
令和4年度	1.625月	1.625月	3.25月

※令和3年12月期より改定